

○厚生労働省告示第二百二十三号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第六号中「施設」の下に「（同号に規定する施設のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたもの（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）」を加える。

新旧対照表

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第二百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 妊産婦</li> <li>二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者</li> <li>三 国内に住所を有しない者</li> <li>四 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者</li> <li>五 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者</li> <li>六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（<u>同号に規定する施設のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたもの（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。</u>）に入所又は入居している者</li> </ul>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 妊産婦</li> <li>二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者</li> <li>三 国内に住所を有しない者</li> <li>四 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者</li> <li>五 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者</li> <li>六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者</li> </ul>